

は　じ　め　に

本報告書は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、熊本県が国土交通省九州地方整備局及び関係市等との協議により策定した「平成 18 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき実施した調査結果を同法第 17 条の規定により公表するものです。

公共用水域については、環境基準の類型指定河川 9 水域及び海域 4 水域（全域）と類型指定を行っていない河川の計 173 地点（河川：119 地点、海域 54 地点）を対象に水質等の調査を実施しました。また、平成 18 年 4 月 1 日から新たに湖沼（ダム）における類型指定を実施したことに伴い、ダム（4 地点）の調査を開始しました。

その結果について、全体的には水質改善の傾向が続いており、平成 18 年度の河川における環境基準（BOD）の達成率は 97.9%とこれまでの最高を記録しました。また湖沼（ダム）における環境基準（COD）の達成率は 66.7%でありました。海域につきましては、環境基準の達成率（COD）が 52.6%であった平成 12 年度以降、徐々に改善されてきましたが、近年はやや横ばい傾向にあります。

一方、地下水については、新規概況調査（315 地点）、県全体の概況を見る定点監視調査（198 地点）、これまでの調査で汚染が確認された井戸等における定期モニタリング調査（435 地点）、並びに新たに汚染が確認された井戸の周辺地区調査（71 地点）を実施しました。その結果、新規概況調査では砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素について全地点の 92.4%、定点監視調査では全地点の 90.9%で環境基準を満たしていました。

熊本県では、平成 15 年 3 月に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、これに基づく各種施策を進めています。

また、地下水の硝酸性窒素汚染対策については、平成 15 年 3 月に「荒尾地域硝酸性窒素削減計画」、平成 17 年 3 月に「熊本地域硝酸性窒素削減計画」を策定し、地下水への窒素負荷削減に取り組んでいます。

今後とも、豊かできれいな水を次世代へ引き継ぐために、公共用水域や地下水の水質保全に積極的に努めていきたいと考えております。

皆様におかれましては、この報告書を御活用いただき、熊本県の水質環境の現状を正しく御理解いただくとともに、より一層水質の保全に取り組んでいただければ幸いに存じます。

おわりに、公共用水域及び地下水の水質測定調査の実施に御協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成 19 年　9 月

熊本県環境生活部長
村　田　信　一